

盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）について、最適な事業者の選定を価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から事業者の選定を行うプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 名称

盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託

(2) 目的

盛岡都市圏において持続可能で効果的な公共交通のすがたを示す「盛岡都市圏地域公共交通計画」を策定するため、令和5年度に行った調査、分析及び方針案に基づき、実施施策の検討及び計画のとりまとめを行うこと。

(3) 内容

別紙仕様書のとおり

(4) 発注者

盛岡都市圏地域公共交通会議

(5) 期間

契約締結の日から令和7年3月15日まで

(6) 提案上限額

10,131,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 提案者の資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該契約に係る営業又は事業に関係する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- (3) 参加意向申請書の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、盛岡都市圏構成3市町（盛岡市、滝沢市、矢巾町）における入札参加者に対する指名停止基準による指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。なお、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。
- (5) 直近2年間の国税（法人税、事業税、消費税及び地方消費税等）及び盛岡都市圏構成3市町税を滞納していない者であること。
- (6) 「令和4・5年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿」、「令和4・5年度滝沢市競争入札参加資格者名簿」及び「令和4・5年度矢巾町営建設工事入札参加者登録

簿（建設関連業務）」において、土木関係コンサルタント業務に登録している者であり、かつ、「令和6・7年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿」、「令和6・7年度滝沢市競争入札参加資格者名簿」及び「令和6・7年度矢巾町営建設工事入札参加者登録簿（建設関連業務）」において、土木関係コンサルタント業務に登録を申請している者であること。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 過去5年間（平成31年3月1日から令和6年2月29日まで）において、地方公共団体及び地方公共団体が設置する協議会が発注の地域公共交通計画策定業務と同種又は類似した業務を元請として受注した実績を有する者であること。

同種業務	地域公共交通計画作成に係る業務
類似業務	交通に関連する総合的な計画等の策定や調査に係る業務

※地域公共交通網形成計画は類似業務とみなす。

- (10) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

①管理技術者

- ・技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）若しくは建設部門（都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。
- ・過去5年間（平成31年3月1日から令和6年2月29日まで）において、地方公共団体及び地方公共団体が設置する協議会が発注の地域公共交通計画策定業務と同種又は類似した業務の実績があること。

②照査技術者

- ・技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）若しくは建設部門（都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。
- ・照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

③担当技術者

- ・資格を問わないが、計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

4 提出書類及び提出期限等

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

項番	提出書類		様式	部数
1	参加意向申請書		様式第1号	1部
2	提案者情報書		様式第2号	
3	業務実績書 ※測量調査設計業務実績情報サービス（以下「テクリス」という。）の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付		様式第3号	1部
4	業務実施体制図		様式第4号	
5	予定技術者経歴書（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者） ※資格証明書の写し及びテクリスの業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付		様式第5号 ～様式第7号	
6	提案書（添書）		様式第8号	
7	提案書	実施方針	様式第9号	8部
8		実施手順	任意様式	
9		業務工程表	任意様式	
10		評価テーマ1～4（提案課題）	様式第10号 ～様式第13号	
11	見積書		任意様式	1部
12	見積内訳書		任意様式	
13	質問書		様式第14号	—

※必要書類は盛岡市公式ホームページにおいてダウンロード配布する。

(2) 参加意向申請書等の提出

項目	内容
提出期限	令和6年3月28日（木）午後5時まで
受付時間	閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
提出場所	〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本館7階 盛岡市建設部交通政策課
提出方法	「(1)提出書類」の1項から5項の書類を提出場所まで持参又は郵送すること。なお、電子メールでの提出は認めない。 郵送する場合は、事前に「14担当部署」へ連絡し、書留郵便（期限内必着）で送付すること。
留意事項	本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加意向申請書

	<p>(様式第1号)の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を令和6年3月28日(木)午後5時までに持参又は郵送すること。</p> <p>郵送する場合は、事前に「14担当部署」へ連絡し、期限内必着で送付すること。</p>
--	---

(3) 提案書等の提出

項目	内容
対象者	発注者からプロポーザル提案資格を有するものとして認められ、「プロポーザル関係書類提出要請書」により要請を受けた者
提出期限	令和6年4月10日(水)午後5時まで
受付時間	閉庁日を除く午前9時から午後5時まで
提出場所	〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本館7階 盛岡市建設部交通政策課
提出方法	<p>「(1)提出書類」の6項から12項の書類を提出場所まで持参又は郵送すること。なお、電子メールでの提出は認めない。</p> <p>郵送する場合は、事前に「14担当部署」へ連絡し、書留郵便(期限内必着)で送付すること。</p>

5 提案書及び見積書について

(1) 提案書の書式等について

- ① 提案書の書式は、文字フォントをMS明朝体、文字サイズを10ポイント以上とし、A4又はA3版・縦型・横書きの印刷物で、「(2)提案書記載事項」における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。
- ② 本手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- ③ 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。
- ④ 評価の公平性を保つため、提案書には、提案者を識別できる情報(社名、ロゴ、製品名等)を含んではならない。

(2) 提案書記載事項

① 実施方針

項目	内容
様式	様式第9号
ページ数	2ページ以内に記載すること。なお、2ページにまたがる場合は片面印刷とし、左上1箇所綴じとすること。

記載内容	業務の実施に係る体制、発注者と受注者の役割分担・調整方法など業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載すること。
------	---

② 実施手順

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	1 ページに記載すること。
記載事項	どのような手順、方法をもって業務を進めるかを記載すること。

③ 業務工程表

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	2 ページ以内に記載すること。なお、2 ページにまたがる場合は片面印刷とし、左上1箇所綴じとすること。
記載内容	本業務の工程計画をバーチャート等で記載すること。なお、令和6年度中に本計画策定を行うため、令和6年9月頃に本計画素案が出来上がり、令和6年12月頃にパブリックコメントを実施する予定であることを考慮したものとする。

④ 評価テーマ1～4（提案課題）

項目	内容	
様式	様式第10号～第13号	
ページ数	各テーマ2ページ以内とする。なお、2ページにまたがる場合は片面印刷とし、左上1箇所綴じとすること。	
記載内容	テーマ1	3市町及び盛岡都市圏における地域公共交通計画の必要性と「岩手県地域公共交通計画」との関係性について
	テーマ2	実施施策の設定における交通事業者及び関係者との調整方法について
	テーマ3	実施施策の実現に向けた対応策（補助金等の整理や道筋の提示を含む）について
	テーマ4	提案者が受注することによる盛岡都市圏へのメリット、独自の取組み、これまでに受注した業務の成果、追加提案等のアピールポイントについて

(3) 見積書等の記載事項

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	各様式1ページに記載すること。
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には、会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。 ・提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額を記載のこと。 ・見積内訳書について、項目、数量、単価、諸経費等がわかるように記載のこと。

6 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (2) 提出期間終了後は、発注者の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出書類の提出後、発注者の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は、盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）に準じ、開示等をする場合がある。
- (8) 提案者から提出された従業員等の個人情報は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。なお、当該個人情報の取扱いは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）によるものとする。

7 選定に係る日程

項番	手続き	日程
1	募集の公告	公告の日から令和6年3月28日（木）
2	質問受付	公告の日から令和6年3月22日（金）午前10時まで
3	質問回答	令和6年3月25日（月）予定
4	参加意向申請期限	令和6年3月28日（木）午後5時まで
5	1次審査（書類審査）・結果通知	審査後速やかに
6	プロポーザル関係書類提出要請	令和6年4月1日（月）までに通知予定
7	提案書等の提出期限	令和6年4月10日（水）午後5時まで
8	ヒアリング（プレゼンテーション）	令和6年4月17日（水）
9	評価結果通知	審査後速やかに
10	随意契約	令和6年5月下旬頃予定

8 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式第14号）に必要事項を記入の上、電子メールによりワードファイルで送信し提出のこと。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(1) 質問受付期間 公告の日から令和6年3月22日（金）午前10時まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、予定として令和6年3月25日（月）を目安に、盛岡市公式ホームページへ掲載し公表する。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

(3) 電子メールアドレス koutuseisaku@city.morioka.iwate.jp

9 選定方法

盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託事業候補者選定審査会委員により、本プロポーザルの評価基準等に従い評価を行う。

(1) 1次審査（書類審査）：プロポーザル提案資格確認ほか

項目	内容
確認手順	<ul style="list-style-type: none">提出された参加意向申請書等を基に、資格要件の確認を行う。確認は盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託事業候補者選定審査会事務局が行う。参加意向の申請者が多数の場合は、評価基準等に基づき、上位5者をヒアリングの対象者として選定する。
結果通知	1次審査終了後は、速やかに参加意向申請者全員に審査結果を通知する。また、提案資格を有する者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(2) ヒアリング（プレゼンテーション）

項目	内容
実施日（予定）	令和6年4月17日（水）
実施場所（予定）	盛岡市役所本庁舎別館 4階会議室
出席者	管理技術者含む3名以内
説明時間	1者につき質疑応答をあわせて40分以内 (提案内容の説明20分、質疑応答10分、準備及び後片付け10分)
内容	ヒアリング（プレゼンテーション）

<p>評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書に基づくヒアリング（プレゼンテーション）を実施し、評価基準等に従い採点を行う。 ・ 総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など事前に提出された提案書以外の資料を使用する説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。 ・ プレゼンテーションに使用する機器のうちプロジェクタ、スクリーンは発注者が準備することとし、プレゼンテーションに使用する機器のうちパソコン及び説明の補足資料（データ）は提案者が準備すること。ただし、それらを使用するための準備及び後片付けに要する時間は10分以内とする。

10 評価結果の通知

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、盛岡市公式ホームページにおいて公表するものとする。

11 担当部署との協議

契約候補者として特定された者は、契約締結に向けて、細目について担当部署と協議を行う。発注者は協議に際し、発注者の提案上限額の範囲内において、必要に応じ契約候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、契約候補者として特定された者が契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

12 評価基準等

(1) 盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託事業候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）委員は、別表の評価基準に基づき、提案を評価項目ごとに採点するものとする。なお、本計画策定は令和5年度から令和6年度までの2ヶ年で行うことから、本プロポーザルの評価基準に令和5年度業務の実績等を考慮するものとする。

(2) 評価対象者の選定について

① 審査会事務局が提出された参加意向申請書等を基に、資格要件の確認を行うが、本プロポーザルに参加意向申請書を提出した者（以下、「参加表明者」という。）が5者を超える場合は、評価基準における「参加表明者等の経験及び能力に関する事項」の採点の合計点により、上位5者を評価対象者として選定する。

② 評価対象者の選定において採点の合計点が同点の場合は、配置予定管理技術者の業務実績の評価点の上位順とし、それでも選定できない場合は、配置予定の主たる担当技術者の業務

実績の評価点の上位順とする。

- ③ 前号の規定により順位が決定できないときは、審査会委員長が順位を決定する。
- (3) ヒアリングの評価方法について
 - ① 提案書に基づくヒアリング(プレゼンテーション)を実施し、評価基準に従い採点を行う。
 - ② 総合評価点(合計点)が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。総合評価点(合計点)が同点の場合は、見積金額がより安価である者を上位者とする。
 - ③ 前号の規定により順位が決定できないときは、審査会委員長が順位を決定する。
 - ④ 評価は非公開により実施する。

13 その他

- (1) 参加者は、本実施要領等に定める諸条件に同意した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 共同企業体での参加を認める。ただし、参加するすべての事業者が参加要件を満たすこと。また、業務の一部について再委託することは可能とする。ただし、再委託の相手方も提案者同様の資格要件を満たすものとする。なお、主たる業務(総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断)の再委託は認めないほか、本プロポーザルに参加した他の提案者への再委託についても認めない。
- (3) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 参加者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 本業務を委託する相手方の決定については、特定された契約候補者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を発注者と協議した上で決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものでもない。
- (6) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ①虚偽の記載をした者
 - ②参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
 - ※参加資格に適合しない者については、「令和6・7年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿」「令和6・7年度滝沢市競争入札参加資格者名簿」、「令和6・7年度矢巾町営建設工事入札参加者登録簿(建設関連業務)」の全てにおいて、土木関係コンサルタント業務に登録を申請していないこと、令和6年4月1日時点で上記登録がされていないことが判明した者も含む。
 - ③本件プロポーザルを公告した以後、審査会委員又は本業務に関する者に接触を求めた者
 - ④見積額が提案上限額を超える者
 - ⑤提出書類に虚偽の記載をしたと発注者が判断した場合には、提案書等を無効とする。
- (7) 盛岡都市圏地域公共交通計画に関連する個別事業の具体化等について、盛岡都市圏地域公共交通会議事務局である盛岡市・滝沢市・矢巾町が、別途業務委託を行う場合がある。
- (8) 令和5年度業務に係る資料として、令和5年度盛岡都市圏地域公共交通会議の資料を盛岡

市公式ホームページに掲載しているため確認すること。また、令和5年度最後の会議は令和6年3月26日に開催予定であり、当会議資料については、会議後順次掲載する。

URL:https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/douro_kotsu/kokyokotsu/1043164/1043162.html

14 担当部署

- (1) 郵便番号 020-8530
- (2) 住所 盛岡市内丸12番2号
- (3) 担当課 盛岡市建設部交通政策課
- (4) 電話番号 019-613-8538 (直通)
- (5) 電子メール koutuseisaku@city.morioka.iwate.jp